○農林水産省
国土交通省令第一号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総合効率化計画の認定の申請） **第三条**　（略） 2～4　（略）	（総合効率化計画の認定の申請） **第三条**　（略） 2～4　（略）
5　第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。）を経由して主務大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　食品等生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。）　地方農政局長 四・五　（略）	5　第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事（次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。）を経由して主務大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　食品生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（前二号に掲げるものを除く。）　地方農政局長 四・五　（略）

附　則

この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。

○防衛省令第七号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十二条第二項及び防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

防衛大臣　岩屋　毅

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調達部に置く課） **第二十五条**　調達部に、次に掲げる課を置く。 調達計画課 事業監理課 建築課 土木課 設備課 装備課（南関東防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）	（調達部に置く課） **第二十五条**　［同上］ 調達計画課 建築課 土木課 設備課 通信課（北関東防衛局に限る。） 装備課（南関東防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）